いじめ防止基本方針

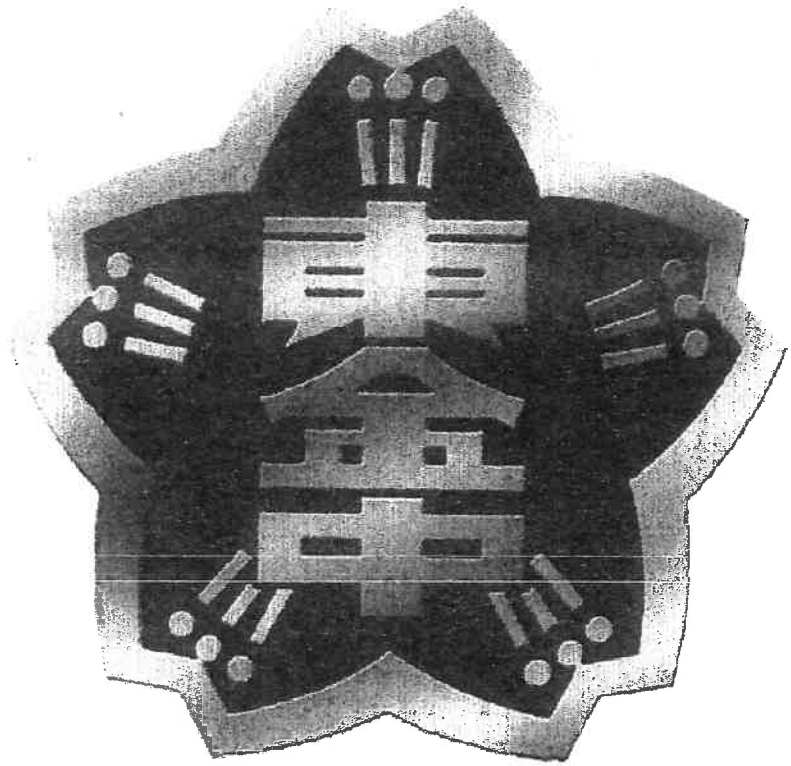



話す勇気

認める勇気

とめる勇気

やめる勇気

令和７年１２月

東金市立東金中学校

はじめに

いじめは、『いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること』である（いじめ防止対策推進法より抜粋）。

このことを大前提として、いじめへの対応を進めていく必要がある重要な課題である。

本基本方針は、令和６年８月に改訂された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の内容を踏まえ、「東金市いじめ防止基本方針」が令和７年６月に改訂されたことを受け、これを基に改訂したものである。

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第２条で「いじめ」の定義が以下のとおり規定されている。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの態様として具体的なものは、以下のようなものがあると考えられると示されている。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるもの等、直ちに警察との連携が必要であるものが含まれる。その必要があると判断される場合には、教育的な配慮や被害を受けた側の意向等を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることとする。

2　いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、生徒の心に長期にわたり深い傷を残すものである。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されるものではない」ことの理解を促していく。同時に、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていくこととする。

〔いじめの定義に基づくいじめの判断〕

① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

③ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

④ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該生徒と何らかの人間関係を指す事を理解した上で対応する。

⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他金品をたかられたり、嫌なことを無理やりされたりすることなどを意味することを理解した上で対応する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかいなかを判断する。

⑥ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合や、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

⑦ いじめを意図して行った行為ではなく、また継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

⑧ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにする。

⑨ 教職員の姿勢が生徒に大きな影響を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得るということを重く受け止め、高い人権意識をもって生徒の指導に当たる。

3　いじめ防止対応の指針

かけがえのない存在である生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめに対して、強い意志で取り組んでいく。

そこで、いじめ防止の対応として、次に掲げる事項を基本指針として掲げるものとする。

（１）いじめの防止

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ防止のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であること、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを、関係者が一体となって継続的に取り組んでいく。

加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めていく。

〔防止に向けての共通理解〕

① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議などで周知を図り、平素からすべての教職員の共通理解を図っていく。

② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで、管理職や学級担任等が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。（いじめゼロ学活）

③ 「いじめゼロ」ポスターなどを掲示して、常日頃から生徒と教職員が、いじめとは何かについて、具体的な認識を共有する手段とする。

〔指導上の留意事項〕

① 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることにないよう、指導のあり方には、細心の注意を払う。
（例：×「いじめられる側にも問題がある」などの認識や発言等）

② 発達障害等について適切に理解した上で、生徒に対する指導にあたる。

③ 熱心さのあまり、教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったりすることのないよう、生徒がその活動の意義をきちんと理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役に徹するよう心がける。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものであり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わりをもっていくこととする。また、いじめの認知件数を気に

するあまり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

さらには、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等ほか、平時から生徒からの訴えに謙虚に耳を傾けるなど、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して生徒を見守っていく。

〔指導上の注意事項〕

① 教職員が仕事に対する多忙さやイライラした態度を生徒に見せることは避ける。また、生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

② 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる学校体制を整備し、適切に機能しているかなど定期的に点検する。

（3）いじめへの対処

いじめが認知された場合には、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめの状況等を詳細に確認・把握した上で、いじめを行った生徒に対して適切に指導する等の対応を組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていく。

このため、普段からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくこととともに、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、それを傍観していた生徒など、立場の違う生徒から多角的に事実の確認を丁寧かつ慎重に行うなどの、組織的な対応を可能とする体制を整える。

また、いじめは「再発する」特質があることも認識し、解決した、解決に向かっているなどの状況に関わらず、継続して関係生徒の心情や動向の把握に努めていく。

（4）地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめに対する学校の取組を積極的に周知し、学校運営懇談会等をとおして学校関係者と地域・家庭との連携を図っていく。

また、日頃から生徒が多くの大人と関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で子どもと多くの大人が接するような取組を推進していく。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応において、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察や児童相談所、人権擁護機関等）との適切な連携が必要と考える。それらの機関と適切な連携を図るため、平素から、教育委員会や関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

第２章　いじめの防止等のための対策の内容

１　いじめ防止等のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「いじめ対策委員会」を組織する。日ごろからいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけ、毎週水曜日に行う生徒指導委員会と同じメンバーで、生徒指導委員会と併せて、いじめ防止、等既存の組織も活用し、必要に応じて、心理、福祉、特別支援教育等に関する専門的な知識を有する者その他関係機関と連携した組織的な取り組みを行う。

【いじめ防止対策委員会組織図】

・校長	・生徒指導主事
・教頭	・各学年生徒指導担当
・教務主任	・スクールカウンセラー
・養護教諭	

【関係機関】

⇔ 市教育委員会
⇔ 市子ども課
⇔ ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ(教育事務所)
⇔ 東上総児童相談所
⇔ 東金警察署

２　いじめ防止等に関する取組

教育委員会と連携し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の４つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

（１）未然防止のための具体的な手立て

①　「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

②　規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

③　わかる授業、知的で楽しい授業により、すべての生徒が参加、活躍できるような授業の工夫、改善を図る。

④　生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考え、いじめに向かわない態度・能力を育成する取組を推進する。

⑤　パソコンや携帯電話を利用したいじめなどは、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、適切な利用ができるよう「情報モラル」教育を授業の中で取り上げ推進していく。また、学校だよりや家庭教育学級・保護者会等を通して、保護者にもフィルタリングの実施等「情報モラル」についての理解を求めていく。

⑥　すべての教育活動をとおして、互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることにより、生徒が自己有用感及び自己肯定感を育むことができるようにする。

⑦　年度始めの職員会議等で、すべての教職員が法や東金中学校「いじめ防止基本方針」について共通理解を図る場を必ず設定し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめの重大事態に関する知識やその対処について同基本方針をもとに共通認識する。

⑧　いじめ防止等への対応について、入学時や各年度の開始時に生徒や保護者に説明したり、集会や学級活動等で日常的にいじめの問題に触れたりすることで、いじめが絶対に許されるものでないことを確認する。

⑨　いじめ防止等の対策に係わる教職員の資質向上のための研修を実施するとともに、人権についての研修を行い、教職員が高い人権意識をもって生徒の指導に当たる。

（2）早期発見のための具体的な手立て

①　普段から生徒の言動に気を配り、ささやかな変化であっても、教職員間で情報共有のできる組織づくりを行う。

②　いじめの疑いのある情報を把握した場合、組織的に情報を集約し、対応の仕方や継続的な見守り方法等の対応計画や体制づくりを推進する。

③　定期的なアンケート調査や、教育相談の実施等により、いじめの実態把握や早期発見のための取組を行う。

④　アンケートや教育相談、日常の観察等で得たいじめに関する情報は、すみやかに教職員全体で共有する。

〔アンケートの実施〕

いじめアンケートの実施月　　５月、９月、１月（教育相談と併用）

（注意事項）

ア　アンケートは、生徒用端末を用いたオンラインで行い、生徒の生活や人間関係の状況が把握できるよう年度当初に適切に計画を立て、面談等に役立てる。

イ　アンケートや教育相談は、教職員と生徒の信頼関係の上で初めていじめの訴えや発見があり得ること、アンケート、面談等の実施後に起きたいじめについては、把握しづらいことなどに留意し、日常的にいじめの発見に努める。

⑤　いじめの相談体制を明確化するとともに、校内の相談窓口や教育相談箱設置について、また、校外の相談窓口等について、生徒、保護者等に周知する。

（3）早期対応のための具体的な手立て

①　いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、学校において組織的に情報を共有する。

②　いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

③　いじめを受けた生徒が落ち着いて生活できる環境を確保する。

④　いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

⑤　いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き観察や声かけ等を心がけて行い、継続的に心のケアや指導を行う。

《いじめの解消とは》

いじめは、加害生徒による被害生徒に対しての謝罪のみで終わるものではなく、両者をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。

また一時的な解決で留まることなく追跡調査を行い、被害生徒及び加害生徒の状況や周囲の環境を観察し、<u>最低３カ月の経過</u>を追って、校内いじめ対策委員会で解決の判断をする。

⑥　保護者への迅速な連絡、継続的な助言を行う。

⑦　状況に応じて、関係機関と相談・連携を図る。

〔市教育委員会、市子ども課、スーパーバイザー（教育事務所）、東上総児童相談所、東金警察署〕

⑧　いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に通報し、適切な援助を求める。

⑨　ネット上の不適切な書き込み等については、市教育委員会と連携し、被害の拡大を避けるため、情報発信の停止及び情報の削除を求める。また、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

（4）重大事態への対処

法に定める重大事態が発生したと認められた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」（令和６年８月改訂）に従い、適切に対応する。

重大事態への対処については、第３章で記す。

第３章　重大事態への対処　　（東金市いじめ防止基本方針から抜粋）

（１）　重大事態の発生と対応

法第３０条第１項にもとづき、重大事態が発生したと認められた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）」（以下、「ガイドライン」という）に従い、適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、

①　「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断するが、具体例として、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等のケースが想定される。

②　「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や断続的ではあるが欠席がちとなっている場合などで、欠席の主訴にいじめが関連していると判断される事案については、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、必要に応じて迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校や教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることとする。

（２）　重大事態発生の報告

重大事態と認められた場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

※教育委員会は東上総教育事務所を経由して千葉県教育委員会へ情報提供する。

（３） 調査の趣旨及び調査の主体

学校から重大事態発生の報告を受けた場合、教育委員会はその事案について主体となる組織を学校と相談の上、決定する。具体的には、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒または保護者の訴え等を踏まえて決定するものとする。なお、学校が主体となった場合で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じる場合が考えられる場合等には、教育委員会が主体となって調査を実施するものとする。

学校が調査の主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、または人的措置も含めた適切な支援を行う。

（４） 調査を行う組織

① 学校が調査の主体となる場合においては、校内に設置した「いじめ防止対策委員会」を母体として調査を行う。重大事態の性質に応じて関係機関等と連携し、教育委員会は、学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査を行う。

② 教育委員会が調査の主体となる場合においては、教育委員会の附属機関である「東金市いじめ問題調査対策委員会」において調査を行う。

③ 学校または教育委員会が主体となる場合において、必要に応じて、すべての調査員が第三者で構成された「第三者委員会」を組織し、調査を行うことも考えられる。その場合の事務局機能は学校または教育委員会の関係組織が担うものとする。

（５） 調査についての説明

調査を始める前にいじめを受けた児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。なお、説明する項目は以下のとおり。

① 調査の目的
② 調査の主体（組織の構成、人選）
③ 調査の時期、当面の予定
④ 調査事項、調査対象
⑤ 調査方法
⑥ 調査結果の提供
⑦ 調査終了後の対応
⑧ 窓口となる担当者や連絡先　　ほか

あわせていじめを行った児童生徒・保護者への説明も同様に行う。

（６） 調査の実施

調査については、いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、調査に当たっては「ガイドライン」の内容により適切に実施するとともに、以下の点に十分留意するものとする。

① アンケートの実施に当たっては、調査対象となる児童生徒及びその保護者に対して、アンケートの目的（いじめの重大事態の調査のため）とともに、回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有されること、また、アンケート結果について、いじめを受けていた児童生徒・保護者等に提供する場合があること等を、丁寧に説明すること。

② 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに調査を実施するよう努めること。

③ 調査においては、調査対象となっているいじめの事実関係について、いじめを行った児童生徒からも意見の聞き取りをするなど、公平性や中立性の確保に努めること。

④ 調査により把握した情報の記録は、適切に保存すること。

※ここでいう記録とは、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等も含まれる。

（７） 調査結果の説明・公表

① いじめを受けた児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。加えて、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても同様に説明を行う。どちらの場合も、個人情報保護法や児童生徒のプライバシー、人権に十分に配慮して説明する。

② 教育委員会は市長に対して調査結果を報告する。

③ 調査報告書の公表については、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者やいじめを行った児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。なお、公表する場合は、市ホームページに掲載するものとする。

（８） 調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、学校は、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導を以下の内容を参考に行う。

① いじめを受けた児童生徒に対しては、常に事情や心情を聞き取ることを心がけ、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援（オンラインでの授業参加等）を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用するものとする。

② いじめを行った児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、必要に応じてその保護者にも協力を依頼しながら行っていくこととする。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や外部の専門機関の活用も有効であることから、それの活用についても積極的に検討していく。

また、調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を継続的に行っていく。

一方で、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取り組みにより、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取り組みを推進していく。

第４章　その他いじめの防止等のための対策に関する事項

１　基本方針の見直し

東金中学校「いじめ防止基本方針」の見直しは、必要に応じて「いじめ対策委員会」で行う。学校で定めた取組が適切に行われているかのチェックや、いじめのケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、ＰＤＣＡサイクルで検証を行うものとする。その際、学校評価アンケートや教職員のアンケート等を参考にする。

２　資料の保存期間

アンケートの質問票の原本等の一次資料及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を５年とする。

3　いじめ防止に関する年間の取組

月	取　組　内　容
4	★「いじめ防止強化月間」 ○いじめ防止基本方針についての共通理解を図る。 ○いじめ防止対策委員会①の開催 ◎情報モラル教育（新入生対象）
5	○いじめ防止対策委員会②の開催 ○アンケート調査の実施　（いじめ・教育相談併用アンケート） ○教育相談週間の実施 ○いじめ防止対策委員会③の開催
6	○「いじめゼロ学活」の実施 （※いじめに対する学級ごとの標語作成と発表、いじめゼロ宣言の採択）
7	○いじめ防止対策委員会④の開催 ○学校評価①の実施 ○学期末三者面談の実施
8	○生徒指導に関する校内職員研修の実施
9	○学校運営懇談会① ○いじめ防止対策委員会⑤の開催 ○アンケート調査の実施（いじめ・教育相談併用アンケート） ○教育相談週間の実施
１０	○いじめ防止対策委員会⑥の開催
１１	○いじめ防止対策委員会⑦の開催
１２	○いじめ防止対策委員会⑧の開催 ○学校評価②の実施 ○学期末三者面談の実施
1	○学校運営懇談会② ○いじめ防止対策委員会⑨の開催 ○アンケート調査の実施（いじめ・教育相談併用アンケート） ○教育相談週間の実施
2	○いじめ防止対策委員会⑩の開催
3	○いじめ防止対策委員会⑪の開催 ○次年度のいじめ防止基本方針の策定